平成26年第1回国民健康保険運営協議会議事録要旨

期 日 平成26年 1月27日 場 所 市役所2階第2委員会室

報告「平成25年度国民健康保険特別会計決算見込について」

≪事務局≫

平成25年度国民健康保険特別会計決算見込について説明いたします。

平成25年度の決算見込につきましては、歳入においては国庫支出金や道支出金の状況、 歳出においては今後の医療費の動向により、変動することが考えられますので予めご了承 ください。

現時点では、歳入と歳出それぞれ67億6,795万3千円を全体の最終予算と見込んでおります。1款の国民健康保険税は、平成24年度決算と同程度の収納率を確保できるものと見込んでおりますが、24年度に比べて被保険者数が減少していることを考慮し、前年度より4,800万円ほど少ない9億4千万円余りの決算見込としております。

3款の国庫支出金は、平成24年度より1千万円ほど少ない約10億円と見込んでおります。

5款の前期高齢者交付金は、65歳以上の対象者数及び対象者の医療費が増加していることから、平成24年度に比べて1億8,800万円余り多い約20億7,700万円と見込んでおります。

9款の繰入金は、決算見込では3億5千万円余りとしております。平成25年度の当初予算では、一般会計からの繰入金約3億4,500万円と、平成22年度に積み立てた3億5千万円の基金から1億円を繰り入れた、合わせて約4億4,500万円の予算を組みましたが、国保会計全体の25年度の決算見込では基金から繰り入れた1億円を使わなくても約9千万円の累積黒字が見込まれますことから、最終の補正予算において、この1億円を減額することとしております。

また、一般会計からの繰入金のうち、保険財政安定化支援事業分については、地方交付税に算入された額、約7,600万円の2分の1を繰り入れる予定としております。

10款の繰越金は、平成24年度決算で生じた累積黒字分の1億5千万円余りが繰越金となっております。

以上、歳入の合計は、予算現額に対して2,917万2千円減の67億3,878万1 千円となる見込みであります。

次に歳出でありますが、まず、2款の保険給付費は、現時点での決算見込額が47億円余りでありまして、平成24年度より4千万円ほど増える見込みであります。

4款目の後期高齢者支援金は、6億6,900万円余りで、平成24年度より約3,8

00万円増加する見込みであります。

6 款目の介護納付金は、2億6, 200万円余りで、平成24年度より約1, 100万円減額となる見込みであります。

この結果、歳出の合計は、66億4,530万5千円となる見込みでありまして、歳入合計から歳出合計を差し引いた9,347万6千円が、累積収支見込額となります。

また、歳入合計には前年度からの繰越金1億5,124万8千円が含まれていますので、 先ほどの累積収支見込額から、繰越金1億5,124万8千円を差し引いた25年度の単 年度収支は、5,777万2千円の赤字となる見込みであります。

≪質問なし≫

報告「平成26年度国民健康保険特別会計予算(案)について」

≪事務局≫

平成26年度国民健康保険特別会計予算(案)について説明いたします。

予算の規模は約67億4千万円で、昨年度に比べ、2億3千万円程度の増となっております。

歳入の状況ですが、1款の国民健康保険税は、平成25年度と同程度の収納率を見込んでおりますが、被保険者数が減少していることを考慮し、平成25年度当初予算に比べ約1,800万円の減額となっております。

3款の国庫支出金は、約1億2,000万円程度の増額を見込んでおります。これは、 医療費の給付に対する国庫の定額負担分が増加することに伴い増額するものです。5款の 前期高齢者交付金も同様の理由により増額を見込んでおります。

4款の療養給付費交付金は、退職者医療制度、いわゆるサラリーマンのOBの方々に係る交付金ですが、平成26年度の退職被保険者の人数が25年度に比べ減少する見込みであることから、1千万円ほどの減額を見込んでおります。

9款の繰入金ですが、予算額4億6,400万円余りのうち、1億円は基金から、残りの3億6,400万円余りは一般会計からの繰入れとなっております。

この一般会計からの繰入金の中に、保険財政安定化支援事業分というものがあります。この交付金は、本来、国から一般会計に入ってきた100%分を国保会計に繰り入れるものですが、登別市の場合は、国保会計が黒字だったため、平成21年度から、本来100%繰り入れるものを50%の繰り入れとしております。ただし、財政サイドより、26年度の国保会計の状況によっては、最終的に100%にして繰り入れることもありうるということで回答を得ております。

次に、歳出の状況ですが、2款の保険給付費は、平成25年度当初予算に比べて約2億5千万円増額し、約47億5千万円としております。医療費の見込みの試算にあたっては、26年度の診療報酬改定、さらに、高齢化や医療の高度化が進む現在の状況では、医療費

が減少するという見通しが立たないことから、26年度の医療費の伸びを前年比3.3% と予想し予算計上しております。

次に、4款の後期高齢者支援金等、6款の介護納付金は、後期高齢者支援金は約1,3 00万円の減額、介護納付金は約2,300万円の減額となっております。

平成25年度決算見込と平成26年度予算案の数字をもとに平成28年度までの収支を 試算したところ、平成26年度までは、累積収支がプラスとなりますが、平成27年度以 降は累積収支がマイナスとなる見込みであります。ただし、基金の3億5千万円は別に確 保しておりますので、今後は平成26年度の財政状況に基づいて、基金の取り崩しと税率 改正のタイミングを慎重に検討しなければならないものと考えております。

≪質問≫

50%の繰入れということだが、一般会計に交付されている金額はいくらなのか。

≪事務局≫

保険財政安定化支援事業分という名目で約7,000万円交付され、それについてのみ50%の約3,500万円を繰入れています。

≪質問≫

昨年度、これからの見通しとして、単年度で毎年 5,000万円ほどの赤字が見込まれ、 累積黒字が減り、基金からの取り崩しが予想されるという話があったと思うが、ほぼ見通 し通りになっていると見受けられる。最終的な目標として広域化になるまでは、基金を取 り崩しながら、保険料率を維持していくという考えなのでしょうか。

≪事務局≫

これまで、累積黒字を活用して、税率を引き下げてきましたが、当初、平成27年度頃には後期高齢者医療制度が廃止する、また、国保の保険者が都道府県化になるという議論がありましたので、平成27年度頃に制度が変われば、登別市の情勢に関わらず、必然的に税率改正はあるだろうというのが当初の見込みでありました。それが、ご存じのとおり先送りになっておりますので、当然、財政状況を見ながら、基金をどの程度まで取り崩していくか考えなければなりません。基金は貯金ですので、貯金を残したまま税率を上げることが理解を得られるのかですとか、その辺の状況を見ながら引き上げの時期を見ていかなければなりません。できれば、平成29年度の都道府県化まで持ってくれればよいが、さらに先送りになるということになれば、どうしてもそれ以前に税率の見直しが必要になってくるのではないかと考えております。

≪質問≫

今までの運営協議会で、保険料率が全道最低レベルを維持しているとか、「基金を作りましょう」、「税率を引き下げましょう」ということ議論をしてきたので、取り崩しをなるべく少なくして、維持していただきたい。

また、今年度、療養給付費が予想より若干伸びたというのは、そんなにインフルエンザも流行っていなかったと思うが、今後、さらに70歳以上の方が2割負担になったりすると、受診抑制が効いてマイナスになるイメージがあるのですが、来年度の見通しとして給付費はどんどん上がっていくとみていいのでしょうか。

≪事務局≫

医療費が伸びているのは、患者数が増えているからというわけではなく、平成24年度の診療報酬改定、実質、全体で0.004%の増ということで、さほど影響がないという厚生労働省の説明でしたが、内訳を見てみると、入院にかかる部分が2.07%増と上がっておりまして、この管内は大きな病院が多いので、そのあたりの影響を受けていることが医療費増の要因と考えております。

≪質問≫

ベッド数が多いというが要因とのことですが、次の診療報酬改定は入院給付費の比率は 余り変わらないようですが、入院主体の医療になると療養給付費が高額になるということ ですね。

≪事務局≫

そうですね。

報告「国民健康保険給付費等準備基金の繰入について」

≪事務局≫

登別市国民健康保険給付費等準備基金積立金の状況について説明いたします。

これにつきましては、平成22年度に累積黒字分の3億5千万円を積んで基金を設置しました。その後、23年度末に21万円、24年度末に15万7千円余りの利子がついております。そして25年度は、この3億5千万円から当初予算の繰入金に1億円を繰り入れたものの、結局この1億円は使わずにすむ見込みですので、今年度は15万8千円余りの利子が付いており、平成25年度末の基金の残高は3億5,052万5,691円となる見込みであります。

平成26年度は、25年度と同様、当初予算の繰入金に基金から1億円を繰り入れて予算を組んでおります。平成25年度の累積黒字は、先ほど決算見込の中で説明したとおり、9,300万円余りと見込んでおりますが、これから請求が来る12月診療分以降の医療費や国庫補助金の算定結果によっては、累積黒字がもっと少なくなる場合もありますので、

その辺を考慮し、基金から1億円を繰り入れて予算を組んでおります。

≪質問≫

平成30年度ぐらいまでは、3億5,000万の基金でなんとかやりくりできそうな見通しはあるのでしょうか。

≪事務局≫

例年、療養給付費の支払は、1月~2月の支払いが増えて、3月~4月の支払いが減りますが、今後、請求が来る療養給付費が減ってくれれば、平成25年度の黒字が増える可能性があります。ところが、減らずに高いまま推移すると累積黒字が見込みよりも減るので厳しい状況になります。

その他①「国民健康保険税の賦課限度額について」

≪事務局≫

賦課限度額について説明いたします。

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3本立てで課税しております。そして、賦課限度額、これは、市町村が納税義務者に対して賦課できる年間の保険税の上限額のことですが、この上限額は地方税法施行令という政令で定められ、その範囲内で市町村の条例で賦課限度額を定めることになっております。

賦課限度額の見直しについて、国では平成26年度に後期高齢者支援金分と介護納付金 分の賦課限度額を2万円ずつ、合計4万円引き上げることがすでに決定しております。

登別市におきましては、平成20年度以降で見ますと段階的に賦課限度額を引き上げて おり、直近では平成23年度の法定限度額の引き上げにあわせて賦課限度額を引き上げて おります。

これまで、当市における賦課限度額の引き上げにあたりましては、ほとんどの場合、税率改正とセットで行ってきた経緯があります。これにつきましては、限度額の引き上げとあわせて、適切な税率の見直しも十分に検討する必要があり、それらを踏まえて行ってきたところであります。

今回の法定限度額の引き上げを受けまして、当市で同じように賦課限度額を引き上げた場合の調定額を試算したところ、約150万円程度の増額にとどまっており、影響額としては大きくないため、平成26年度につきましては、賦課限度額の引き上げを見送りまして、平成27年度以降の税率の見直しを検討する際、限度額の引き上げについてもあわせて検討していきたいと考えております。

≪質問なし≫

その他②「保健事業について」

≪事務局≫

保健事業について説明させていただきます。

まず、登別市民プール「らくあ」利用料助成について説明いたします。

市では、国民健康保険加入者に対し、運動できる環境をサポートし、体重や血糖コントロール等、生活習慣の改善につなげることを目的として、平成25年度から新規事業として市民プールの利用料助成を実施しております。

対象としましては、一つ目は、糖尿病重症化予防対策事業として、糖尿病で通院・治療中の20歳以上の方で、体重と血糖のコントロールが困難な方、具体的には、ビーエムアイ (BMI) (体格指数) が25以上の肥満傾向があり、血糖検査のヘモグロビンエーワンシー (HbA1c) の値がおおむね7.4以上の方を対象としております。二つ目は、40歳以上を対象とした特定健診を受診し、特定保健指導に該当した方を対象としております。

助成内容につきましては、トレーニングルームやプールの6カ月間利用カードを通常の約1割程度の低額な自己負担で利用できるような助成内容となっております。なお、助成にあたりましては、国民健康保険グループの管理栄養士による栄養指導などの保健指導を実施しております。また、運動を行うにあたり、主治医からの連絡票も受理しながら実施しております。

実施状況につきましては、合計で申請者 4 3 名、利用者 3 7 名となっております。利用開始時と 3 カ月経過後の変化につきましては、全体数 1 2 名と少数ですが、体重がプラスの方が 2 名、それ以外の 1 0 名については体重が減少したという結果が出ております。糖尿病治療中の方のヘモグロビンエーワンシーの変化につきましてはプラスとマイナスの 3 名ずつでしたが、マイナスの 3 名は体重が 2.7 キロ以上減少しており、体重と血糖の改善につながっていると思われます。

今後の取組みについてでありますが、平成26年度においても、市民プール利用料助成を継続していく予定でありますが、新規事業としまして、登別厚生年金病院のリハビリプールで行われている水中運動療法の利用料助成を追加して実施する予定であります。

次に、平成25年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況について説明いたします。 平成25年度と平成24年度の12月末現在、同時期における特定健康診査受診率や特定 保健指導実施率を比較したところ、健診受診率は1.2ポイント、保健指導実施率は5. 2ポイントと前年度より減少している状況でありますが、前年度同様、健診未受診者に対 して電話やはがきによる個別の受診勧奨など、受診率向上に向けた取り組みを行っている ところであります。

≪質問≫

プールの助成事業は市単独の事業か。どこからか補助金などは出ているのか。

≪事務局≫

補助金は出ておりません。市の単独事業になります。今後は交付金対象事業になる可能性もありますが、現時点では、当市独自の事業であります。

≪質問≫

この事業を始められた経緯は何か。

≪事務局≫

医療費分析で見ると、他の疾病と比べて糖尿病は医療費の単価が高い。重症化してしま うと長期間の受診になってしまうので、そこに着目して、何かできることはないかと始め たのがきっかけです。

≪質問≫

なかなかいい着眼点だと思います。この事業のPR方法はどのようにやられているのか。

≪事務局≫

広報、また、町内会の回覧版や納税通知書にリーフレットを同封し、PRを行っております。来年度は今年度よりも広く周知できるよう、PR方法を考えていきたいと思っております。

≪質問≫

この事業は、糖尿病患者だけに設定しているのでしょうか。肥満など成人病の方なども 対象に含める予定はないのでしょうか。

≪事務局≫

特定検診を受けて、生活習慣病の発症リスクが高い方は、特定保健指導の対象になります。特定保健指導の対象になった方にも糖尿病治療中の方とは別に枠を設けておりまして、現在では、糖尿病治療中の方よりも倍くらい特定保健指導対象者の方が利用しております。

≪質問≫

けがをしたとか、足腰が悪い人は対象にはならないのでしょうか。リハビリで病院に行くよりも、こっちを利用した方が良いかなと思います。

≪事務局≫

あくまでも、この事業は特定保健指導対象の方と糖尿病治療中の方が対象で、糖尿病で 治療中の方は主治医からの連絡票で、どの程度までであれば運動しても良いだとか、情報 提供を受けて実施しておりますので、全くの個人でリハビリでというのは、こちらも責任 も持ちかねますので、今のところは考えておりません。